

議事日程第 1 1 号

平成 2 7 年 (2015 年) 招集大阪狭山市議会定例会 9 月定例会議会議事日程
平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 9 月 1 日 午前 9 時 3 0 分開議
議会期間 (平成 2 7 年 9 月 1 日から同月 2 9 日まで 2 9 日間)

日程第 1	発議第 1 8 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 4 7 号	教育委員会の委員の任命について
日程第 3	議案第 4 8 号	平成 2 6 年度 (2014 年度) 大阪狭山市一般会計歳入歳出 決算認定について
日程第 4	議案第 4 9 号	平成 2 6 年度 (2014 年度) 大阪狭山市国民健康保険特別 会計 (事業勘定) 歳入歳出決算認定について
日程第 5	議案第 5 0 号	平成 2 6 年度 (2014 年度) 大阪狭山市下水道事業特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第 6	議案第 5 1 号	平成 2 6 年度 (2014 年度) 大阪狭山市土地取得特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第 7	議案第 5 2 号	平成 2 6 年度 (2014 年度) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算認定について
日程第 8	議案第 5 3 号	平成 2 6 年度 (2014 年度) 大阪狭山市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	議案第 5 4 号	平成 2 6 年度 (2014 年度) 大阪狭山市東野財産区特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0	議案第 5 5 号	平成 2 6 年度 (2014 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第 1 1	議案第 5 6 号	平成 2 6 年度 (2014 年度) 大阪狭山市水道事業会計決算 認定について
日程第 1 2	議案第 5 7 号	職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関 する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	議案第 5 8 号	大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例 について

日程第14	議案第59号	大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第60号	平成27年度(2015年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第2号)について
日程第16	議案第61号	平成27年度(2015年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について
日程第17	議案第62号	平成27年度(2015年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について
日程第18	議案第63号	平成27年度(2015年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)について
日程第19	議案第64号	平成27年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)について
日程第20	議案第65号	平成26年度(2014年度)大阪狭山市水道事業会計剰余金の処分について
日程第21	報告第3号	平成26年度(2014年度)大阪狭山市健全化判断比率の報告について
日程第22	報告第4号	平成26年度(2014年度)大阪狭山市資金不足比率の報告について
日程第23	報告第5号	平成26年度(2014年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算報告について

発議第18号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市議会議長 丸 山 高 廣

記

5 番 須 田 旭

6 番 松 井 康 祐

議案第47号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府堺市南区三原台二丁5番55号

氏 名 山 崎 貢

昭和21年12月12日生

議案第48号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市一般会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第49号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定につい
て

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第50号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第51号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市土地取得特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第52号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第53号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第54号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第55号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第56号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市水道事業会計
決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成26年度(2014年度)大阪狭山市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 57 号

職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 27 年 (2015 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 職員の再任用に関する条例（平成12年大阪狭山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

議案第58号

大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪狭山市個人情報保護条例（平成10年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条第1項中「個人情報を」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用及び提供の制限）

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるときであって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第12条第2項中「法定代理人」の次に「(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加える。

第13条第7号中「又は」を「若しくは」に改め、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、「未成年者又は成年被後見人」を「本人」に改める。

第17条第2項中「法定代理人」を「代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「個人情報」の次に「(情報提供等記録を除

く。)」を加え、同項第1号中「又は第8条第1項」を「第8条第1項若しくは第8条の2第1項若しくは第2項」に改め、「利用されているとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第8条第1項」の次に「又は第8条の2第3項」を加える。

第32条に次の1項を加える。

3 この条例は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報（以下「調査票情報」という。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報並びに同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報については、適用しない。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第8条の次に1条を加える改正規定（第8条の2第3項に係る部分に限る。）
平成28年1月1日
- (2) 第32条に1項を加える改正規定 公布の日
- (3) 第2条に2号を加える改正規定（同条第6号に係る部分に限る。）及び第24条第1項の改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。） 番号法附則第1条第5号に定める日

議案第59号

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例

(大阪狭山市手数料条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第12」を「別表第13」に改める。

別表第1の5の項の次に次の1項を加える。

5の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までに規定する通知カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。 (1) 市又は地方公共団体情報システム機構（以下「市等」という。）の過失による紛失等に係る再交付の場合 (2) 個人番号又は住民票コードの変更による通知カード又は個人番号	通知カード再交付手数料	1件	500円	1枚をもって1件とする。
-----	---	-------------	----	------	--------------

カードの返納後の再交付の場合				
(3) 市等の過失による誤交付後の再交付の場合				
(4) 国外転出による通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付の場合				

別表第12の次に次の1表を加える。

別表第13（第2条関係）

介護保険法関係手数料

	事 務	名 称	単 位	金 額	備 考
1	介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者の指定審査手数料	1件	30,000円	
2	介護保険法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請及び同法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定審査手数料	1件	35,000円	1の項に規定する指定の申請と一体的に行う場合に限る。
3	介護保険法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者の指定更新審査手数料	1件	10,000円	

4	介護保険法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請及び同法第115条の11において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定更新審査手数料	1件	10,000円	3の項に規定する指定の更新の申請と一体的に行う場合に限る。
5	介護保険法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者の指定審査手数料	1件	30,000円	当該申請に係る事業所の所在地が本市の区域内にあるものに限る。
6	介護保険法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請及び同法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定審査手数料	1件	35,000円	当該申請に係る事業所の所在地が本市の区域内にあり、5の項に規定する指定の申請と一体的に行う場合に限る。
7	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に	指定地域密着型サービス事業者の指定更新審査手数料	1件	10,000円	当該申請に係る事業所の所在地が本市の区域内にあるものに限る。

	対する審査				
8	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請及び同法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新審査手数料	1件	10,000円	当該申請に係る事業所の所在地が本市の区域内にあり、7の項に規定する指定の更新の申請と一体的に行う場合に限る。
9	介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者の指定審査手数料	1件	30,000円	
10	介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者の指定更新審査手数料	1件	10,000円	
11	介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定介護予防サービス事業者の指定審査手数料	1件	30,000円	
12	介護保険法第115条の11において準用する同法第70条	指定介護予防サービス事業者の指定更新審査手数料	1件	10,000円	

	の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査				
13	介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定審査手数料	1件	30,000円	当該申請に係る事業所の所在地が本市の区域内にあるものに限る。
14	介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新審査手数料	1件	10,000円	当該申請に係る事業所の所在地が本市の区域内にあるものに限る。
15	介護保険法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	指定介護予防支援事業者の指定審査手数料	1件	30,000円	
16	介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定介護予防支援事業者の指定更新審査手数料	1件	10,000円	

(大阪狭山市手数料条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項を削り、同表の5の2の項中「第85号」の次に「。以下「総

務省令」という。」を加え、同項を同表の5の項とし、同項の次に次の1項を加える。

5の2	<p>総務省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第15条第2項から第4項までに規定する個人番号カード返納後の個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 市等の過失による紛失等に係る再交付の場合</p> <p>(2) 個人番号又は住民票コードの変更による個人番号カードの返納後の再交付の場合</p> <p>(3) 市等の過失による誤交付後の再交付の場合</p> <p>(4) 国外転出による個人番号カードの返納後の再交付の場合</p>	個人番号カード再交付手数料	1件	800円	1枚をもって1件とする。
-----	---	---------------	----	------	--------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第1の5の項の次に1項を加える改正規定 平成27年10月5日

(2) 第2条の規定 平成28年1月1日
(経過措置)

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を行う指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査に限り、この条例による改正後の大阪狭山市手数料条例別表第13の5の項の規定は、適用しない。

議案第60号

平成27年度(2015年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成27
年度(2015年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第61号

平成27年度(2015年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)につ
いて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成27年度(2015年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第62号

平成27年度(2015年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成27年度(2015年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第63号

平成27年度(2015年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成27年度(2015年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第64号

平成27年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成27年度(2015年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第65号

平成26年度(2014年度)大阪狭山市水道事業会計
 剰余金の処分について

平成26年度(2014年度)大阪狭山市水道事業会計で生じた剰余金の処分を下記のとおり行うことについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年(2015年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

平成26年度(2014年度)大阪狭山市水道事業会計剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,406,312,124	232,301,548	1,371,533,801
議会の議決による処分数額	1,320,960,630	0	△1,320,960,630
事業規模の変更	1,320,960,630	0	△1,320,960,630
減債積立金	0	0	0
建設改良積立金	0	0	0
処分後残高	2,727,272,754	232,301,548	(繰越利益剰余金) 50,573,171

※この計算書における△表記は、減少を示すものです。

平成 26 年度 (2014年度) 大阪狭山市健全化判断比
率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 26 年度 (2014年度) 大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

平成 27 年 (2015年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.09)	— (18.09)	7.4 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 4 号

平成 26 年度 (2014年度) 大阪狭山市資金不足比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 26 年度 (2014年度) 大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

平成 27 年 (2015年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	—
下水道事業特別会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

平成 26 年度 (2014 年度) 公益財団法人大阪狭山市
文化振興事業団事業会計決算報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 26 年度 (2014 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算について別紙のとおり報告する。

平成 27 年 (2015 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人